

地方消費税交付金（引き上げ分）の財源充当一覧表

消費税が平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げられ、引き上げ分に係る地方消費税収の用途について明確化するとともに明示するよう総務省から通知（平成26年1月24日付）がありました。

その用途の範囲については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされていることから、下記のとおり充当いたしました。

（単位：千円）

款	項	事業費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	うち引き上げ分の 地方消費税交付金
民生費	社会福祉費	23,727,616	8,589,855	15,137,761	1,010,432
	老人福祉費	6,566,610	852,306	5,714,304	393,524
	児童福祉費	34,437,786	18,120,525	16,317,261	1,146,002
	生活保護費	22,086,829	16,279,319	5,807,510	357,164
	災害救助費	7	1	6	0
衛生費	保健衛生費	11,000,036	3,408,683	7,591,353	360,249
教育費	教育総務費	3,332,518	921,112	2,411,406	23,346
	幼稚園費	136,954	17,208	119,746	9,283
合計		101,288,356	48,189,009	53,099,347	3,300,000